

環 境 白 書

平 成 22 年 版

島 根 県

発刊に当たって



私たちが暮らす島根には、四季折々の移ろいを見せる豊かで多様な自然がよく残されています。この自然環境を守り、未来に引き継いでいくことは、私たちの願いであるとともに、私たちに課せられた責務でもあります。

しかしながら、今日の環境問題は、地球規模での温暖化の進行や生物多様性の危機、身近なところではゴミの処理など多岐に渡り、また、これらを取り巻く状況も複雑化しています。このような状況の中で、自然との共生を考え、行動していくことが、環境問題を解決するうえでは不可欠となってきています。

こうした中、県では、島根の特徴である豊かな自然環境を保全するため、様々な取組を行っています。

平成21年度には、生物多様性が確保された健全な自然環境を次世代に継承するため、「島根県希少野生動植物の保護に関する条例」の制定やラムサール条約湿地に登録されている宍道湖・中海の水環境保全に向けた「第5期湖沼水質保全計画」の策定をしました。そして、五感による湖沼環境調査や新たに指定した流出水対策地区における地域住民の取組などの具体的な活動を現在実施しています。

地球温暖化問題では、島根県地球温暖化対策協議会が中心となって実施している「しまねCO₂ダイエット作戦」や「島根県地域新エネルギー導入促進計画」に基づく太陽光発電導入など家庭、事業者、行政が一体となって取組を強化しています。

また、平成17年度から21年度まで5年間行ってきた「産業廃棄物減量税」、「水と緑の森づくり税」は、22年度から5年間継続することとし、引き続き産業廃棄物の減量や適正処理の促進、荒廃森林の再生による豊かな森の次世代への継承に取り組んでいきます。

また、「島根県環境基本計画」、「島根県地球温暖化対策推進計画」、「しまね循環型社会推進計画」は、計画期間が今年度で終了するため、次期計画を策定します。次期計画では、各年度の環境状況や保全施策などを取りまとめた環境白書などにより課題を検証し、現在の環境情勢や県民ニーズを踏まえ、そして、多様化する環境問題に県民や事業者、NPOなどの皆様と行政が連携・協働して効果的に施策を推進し、「豊かな環境を守り、はぐくみ、持続的に発展する活力ある島根」の実現を目指します。

本書が県民の皆様幅広く活用され、環境問題への理解と関心を一層深めていただき、具体的な取組につながることを願っています。

平成23年3月

島根県知事

溝口善兵衛

平成22年版環境白書

豊かな環境を守り、はぐくみ
持続的に発展する島根をめざして

第 1 章

環境への負担の少ない循環型社会の構築

第 2 章

人と自然との共生の確保

第 3 章

地球環境保全の積極的推進

第 4 章

環境保全に向けての参加の促進

第 5 章

共通的・基盤的な施策の推進

目 次

はじめに	1
I 島根県の自然環境	1
II トピック	2
島根県希少野生動植物の保護に関する条例について	2
島根県産業廃棄物減量税の継続	5
宍道湖及び中海に係る湖沼水質保全計画（第5期）の策定	6
III 環境の保全に関する施策体系	8
第1章 環境への負担の少ない循環型社会の構築	9
第1節 大気環境の保全【環境政策課】	9
1 一般環境大気測定局における常時監視	9
2 自動車排出ガス測定局における常時監視	10
3 有害大気汚染物質の状況	11
4 フッ素化合物の状況	12
5 石綿（アスベスト）の状況	12
（1）特定粉じん排出等作業実施の届出状況及び立入検査実施状況	12
（2）大気環境中の石綿濃度調査実施状況	13
6 ばい煙発生施設等の状況	13
（1）大気汚染防止法及び県公害防止条例に基づく施設の届出状況	13
（2）ばい煙発生施設等の立入検査実施状況	13
第2節 水環境の保全	14
1 水環境の現況【環境政策課】	14
（1）公共用水域の水質	14
（2）地下水の水質	16
（3）海水浴場遊泳適否調査	17
（4）その他水質関係調査	17
2 水質汚濁の防止対策	17
（1）工場・事業場排水対策【環境政策課】	18
（2）生活排水対策【環境政策課、農村整備課、漁港漁場整備課、下水道推進課】	22
（3）下水道整備【下水道推進課】	23
（4）農業集落排水施設の整備【農村整備課】	24
（5）漁業集落排水施設の整備【漁港漁場整備課】	24
3 湖沼の水質保全対策【環境政策課】	24
（1）宍道湖及び中海に係る湖沼水質保全計画の策定及び進捗状況	24
第3節 土壌環境の保全	27
1 市街地等の土壌汚染対策【環境政策課】	27
2 農用地の土壌汚染対策【食料安全推進課】	27
3 休廃止鉱山鉱害防止対策【環境政策課】	27
（1）山元対策	28
（2）休廃止鉱山周辺環境調査	28
第4節 騒音・振動・悪臭対策【環境政策課】	29
1 騒音・振動の概況	29

(1) 騒音に係る環境基準	29
(2) 騒音規制法及び振動規制法による規制	29
(3) 騒音・振動発生源の改善等	29
(4) 自動車騒音の概況	30
(5) 航空機騒音の概況	30
(6) 近隣騒音対策	31
2 悪臭の概況	31
第5節 化学物質の環境リスク対策【廃棄物対策課】	32
1 概況	32
2 化学物質対策の現況	32
(1) ダイオキシン類対策	32
(2) PRTR法に基づく届出状況	35
(3) 環境ホルモン対策	36
第6節 資源の循環利用及び廃棄物の減量	38
1 一般廃棄物対策【廃棄物対策課】	38
(1) し尿処理	38
(2) コミュニティ・プラント及び浄化槽	38
(3) ごみ処理	38
(4) 1人1日当たり総排出量・リサイクル率（上位5、下位3市町村）	38
2 産業廃棄物対策【廃棄物対策課】	43
(1) 産業廃棄物処理計画	43
(2) 処理体系	43
(3) 産業廃棄物処理施設（許可対象施設）の状況等	43
(4) 産業廃棄物処理業者の状況	44
(5) 島根県環境管理センター	44
3 3Rの推進【環境政策課】	46
(1) しまねエコショップの認定	46
(2) しまねグリーン製品の認定	46
(3) しまねレジ袋削減キャンペーンの実施	46
4 畜産に係る環境汚染の現況【農畜産振興課】	46
5 家畜ふん尿処理対策【農畜産振興課】	47
(1) 土壌還元促進	47
(2) 実態把握と指導体制の整備	47
(3) 助成・融資などの措置	47
第7節 原子力発電所周辺環境安全対策の推進【消防防災課（原子力安全対策室）】	50
1 原子力発電所の現況	50
(1) 島根原子力発電所の概要	50
(2) 原子力発電所の運転状況	50
(3) 原子力発電所周辺の安全対策等	50
2 環境放射線の監視	51
(1) 調査結果の概要	51
(2) 原子力環境センターの運用	51
(3) 環境放射線情報システムの更新	52

3	島根県原子力発電所周辺環境安全対策協議会	52
	第64回（平成22年3月19日に開催）	52
4	原子力広報	52
	(1) 環境放射線測定結果や発電所情報のリアルタイム表示	52
	(2) 広報誌、新聞による広報	53
	(3) 見学会開催	53
5	原子力防災	53
	(1) 原子力防災訓練の実施	53
	(2) 主要な原子力防災資機材の現況	55
	(3) 研修事業	55
	(4) 広報事業	55
	(5) オフサイトセンターの活用	55
第2章 人と自然との共生の確保		57
第1節 自然とのふれあいの推進【自然環境課】		57
1	優れた自然の保全	57
	(1) 自然環境保全地域の保全	57
	(2) 優れた自然財産の保護と活用	57
	(3) 自然保護意識の普及・啓発	58
2	自然公園の保護と利用	58
	(1) 本県の自然公園	58
	(2) 自然公園の利用	59
	(3) 自然公園の管理	60
	(4) 中国自然歩道	61
	(5) 自然とのふれあいの場の整備	62
3	自然とのふれあいの確保	62
	(1) 自然にふれ、学ぶ場の確保	62
	(2) 自然とのふれあいの増進	62
4	環境に配慮した工事の推進	62
	(1) 事業計画策定に当たっての自然環境への配慮の促進	62
第2節 生物の多様性の確保		64
1	野生動植物の保護対策【自然環境課】	64
	(1) 「しまねレッドデータブック」の発行	64
	(2) 自然環境の調査・情報整備	64
	(3) レッドデータ生物の保護対策	64
	(4) 自然の再生	64
2	野生鳥獣の保護管理対策【森林整備課（鳥獣対策室）】	65
3	ラムサール条約湿地「宍道湖・中海」の「環境の保全」と「賢明な利用」の推進【自然環境課】	67
第3節 森林・農地・漁場の保全と活用		68
1	森林・農地・漁場の保全	68
	(1) 森林の公益的機能の維持保全【森林整備課】	68
	(2) 水と緑の森づくり【林業課】	68
	(3) 松くい虫被害対策の推進【森林整備課】	68
	(4) 農地保全対策の推進【農村整備課】	68

(5) 環境にやさしい農業の確立【農畜産振興課】	69
(6) 漁場環境保全対策の推進【水産課】	69
2 森林・農地・漁場における地域資源の多面的活用	70
(1) 森林資源の利用の推進【林業課】	70
(2) 棚田地域の保全とその利活用【農村整備課】	70
(3) 美しく豊かな海辺の保全と活用【漁港漁場整備課】	70
第4節 快適な生活空間の形成	72
1 良好な景観形成の推進【都市計画課（景観政策室）】	72
(1) ふるさと島根の景観づくり	72
(2) 主な景観政策事業	72
2 緑化の推進【林業課】	72
(1) 主な緑化事業	72
(2) 緑化推進運動	74
3 都市公園の整備【都市計画課】	74
4 多自然川づくりの推進【河川課】	76
5 水道の整備【薬事衛生課】	76
第3章 地球環境保全の積極的推進	79
第1節 地球温暖化の防止【土地資源対策課・環境生活総務課・環境政策課】	79
1 国内外の動き【環境政策課】	79
2 島根県における地球温暖化対策【環境政策課】	79
(1) 島根県地球温暖化対策協議会の取り組み	79
(2) 島根県地球温暖化防止活動推進センター事業	79
(3) 地球温暖化防止活動推進員の養成	79
(4) 省資源・省エネルギー対策の推進	79
(5) しまねCO ₂ ダイエット作戦	80
(6) 県内の二酸化炭素排出量	80
3 環境にやさしい率先実行計画の取り組み【環境政策課】	80
4 グリーン購入の推進【環境政策課】	81
5 地域新エネルギーの導入促進【土地資源対策課】	81
(1) 島根県地域新エネルギー導入促進計画	81
(2) 地域新エネルギーの導入促進	81
(3) 平成21年度における導入状況等	82
(4) 地域新エネルギーの導入効果	82
第2節 フロン対策の推進【環境政策課】	83
1 フロン対策の推進	83
第3節 酸性雨対策の推進【環境政策課】	84
1 酸性雨調査	84
2 酸性雨長期モニタリング（東アジア酸性雨モニタリングネットワーク～EANET）	84
第4章 環境保全に向けての参加の促進	85
第1節 環境保全思想の普及・啓発	85
1 環境教育【高校教育課・特別支援教育室・義務教育課】	85
(1) 環境教育のねらい	85
(2) 「環境教育講座」の実施	85

(3) 「学校版エコライフチャレンジしまね」の推進	85
(4) 補助事業	86
(5) 環境教育の実践例	86
2 こどもエコクラブ事業【環境政策課】	87
第2節 各主体の環境保全活動の推進【環境政策課】	89
1 普及啓発事業	89
(1) 環境月間行事	89
(2) 環境保全普及啓発の広報	89
2 研修会の開催	89
3 環境白書の発行	89
4 環境マネジメントシステムの普及・啓発	89
第3節 参加と連携による地域環境づくりの促進	90
1 こども環境学習支援事業	90
(1) しまね環境学習推進事業（もったいない生活日記）の実施	90
(2) 島根オリジナル環境学習展開事業	90
2 環境保全活動支援事業	90
(1) 環境情報収集・整理・提供	90
(2) ネットワークの形成	90
(3) 環境保全活動助成事業	90
3 地球温暖化対策事業（島根県地球温暖化防止活動推進センター事業）	90
(1) 島根県地球温暖化対策協議会の運営	90
(2) 温暖化防止県民運動の展開	90
(3) 省エネ・3Rの県民行動促進（しまねCO ₂ ダイエット作戦）事業	91
(4) 環境フェアの開催	91
(5) 地球温暖化防止活動推進員研修の開催	91
(6) 一村一品知恵の環事業	91
4 住宅用太陽光発電支援事業	91
第5章 共通的・基盤的な施策の推進	93
第1節 環境に配慮した施策手法の推進	93
1 環境影響評価の概要【環境政策課】	93
2 環境影響評価の実施状況【環境政策課】	93
3 土地利用対策【土地資源対策課】	93
(1) 国土利用計画	93
(2) 島根県土地利用基本計画	94
(3) 土地取引の届出勧告制度	94
(4) 開発事業についての行政指導	94
第2節 公害防止と公害防止体制の整備【環境政策課】	95
1 公害防止協定	95
2 公害紛争・苦情	95
(1) 公害紛争・苦情処理体制	95
(2) 公害苦情の状況	95
3 公害防止管理者制度	95
第3節 環境マネジメントシステムの運用【環境政策課】	97

1	オフィス活動及びグリーン購入	97
2	イベント事業、公共事業に係る環境配慮	97
第4節 経済的措置【中小企業課】		98
1	環境保全施設の設置等に対する支援	98

【参考資料】

用語解説	99
------	----

はじめに

I 島根県の自然環境

島根県は、中国地方の北側にあり、東は鳥取県に接して近畿京阪地方に通じ、西は山口県を挟んで九州地方に、南は中国山地を隔てて広島県に接し、北は日本海に臨み、海上40～80km沖に隠岐島があって、遠く朝鮮半島及びロシア沿海州に臨んでいます。

本県の総面積は、6,707.52km²で、我が国総面積の1.8%を占め、その都道府県順位は18位です。県土の約80%を森林が占めており、海岸線総延長約860kmの8割が自然海岸で、その割合は全国1位です。

西日本最大級の野鳥飛来地である宍道湖、中海の汽水湖、造礁サンゴ生息地の北限で生物固有種の多い隠岐島、サケがのぼる南限の高津川など美しい海、山、川、温泉などの自然の資源に恵まれています。

国立・国定・県立自然公園等位置図



II トピック

島根県希少野生動植物の保護に関する条例について

【自然環境課】

1 条例の制定

希少野生動植物を取り巻く現況は、一次産業の衰退やインターネットの普及によってめまぐるしく変化しており、既存の制度では対応ができない部分が生じてきました。

このため、県では、事業者、県民、民間団体と連携・協働して希少野生動植物の保護に取り組み、生物多様性が確保された健全な自然環境を次代に継承するために、**島根県希少野生動植物の保護に関する条例**を平成22年3月に制定し、同年12月1日に施行しました。

2 島根県の希少野生動植物の保護の取り組み

① みんなで守る郷土の自然選定事業

県では、昭和62年度から野生動植物の生息地などの自然環境を地域の宝やシンボルとして保護されている地域を「みんなで守る郷土の自然地域」に選定し、地域住民と連携して保護を図ってきました。現在55地域を選定していますが、この中には県固有の希少植物であるイズモコバイモ自生地や、希少な淡水魚であるオヤニラミの生息地などの保護活動の実施地域も選定しています。

② しまねレッドデータブックの作成と重点対策種の保護事業

県では、県内に生息・生育する野生動植物で絶滅のおそれのある種を取りまとめた「しまねレッドデータブック」を平成8年度に作成し、平成15年度に改定を行いました。この改訂では、絶滅の危険度の最も高い絶滅危惧Ⅰ類に属する野生動植物を146種選定しました。

また、この絶滅危惧Ⅰ類に属する種の中から、生息地や生育地が極端に少ないなど緊急的に保護を図る必要のある種を重点対策種として選定し、モニタリング調査や生息・生育環境の保全などの保護事業に取り組んでいます。

3 野生動植物を取り巻く現況

しまねレッドデータブックの作成にあたって、野生動植物の個体数が減少し、絶滅の危険性が高まる主な要因を整理したところ、次の4つになりました。

① 開発行為

森林伐採、河川工事、土地造成、池沼の埋立等による野生動植物の生息・生育環境の悪化（生息地・生育地の消失・分断・縮小など）

② 自然の遷移

これまで人が自然に働きかけることで維持されてきた里地里山などの二次的自然が、一次産業の衰退、過疎・高齢化によって、維持管理されなくなったことによる生息・生育環境の悪化

③ 過度な捕獲・採取

個人や業者が観賞目的、売買目的で特定の野生動植物を過度に捕獲・採取することによる個体数の減少。

④ 外来生物による在来種の駆逐等

意図的又は非意図的な要因によって県内に持ち込まれた外来生物（もともと県内に生息・生育していない種）が野外で増殖し、在来の野生動植物を餌として食べたり、すみかを奪うことによる生息地・生育地の縮小や個体数の減少。

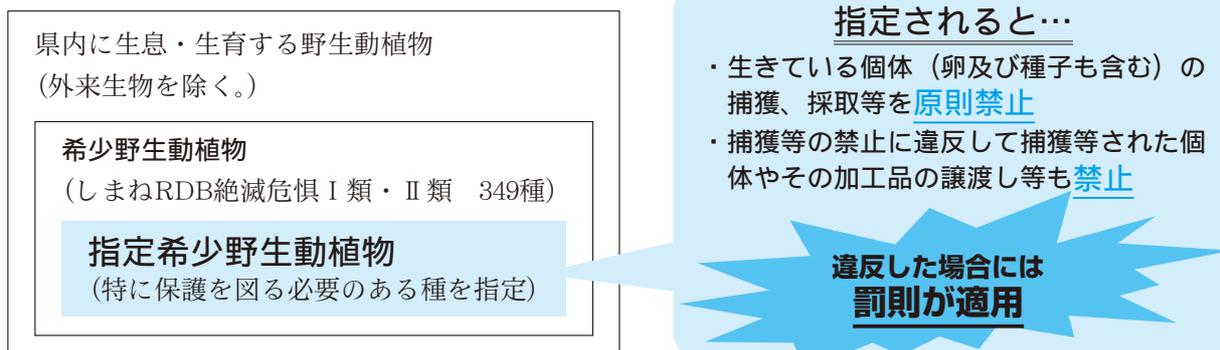
また、近年のインターネットの普及によって、誰でも簡単に希少野生動植物の生きている個体や標本をインターネットオークションに出品することができるようになりました。出品事例は後を絶たず、県内に生息するものでは隠岐の固有種なども出品されていました。情報伝達手段の発達とともに、このような売買目的での捕獲・採取が増加する危険性がますます高まってきました。

4 条例の概要

① 希少野生動植物の個体の保護 ～捕獲・採取を規制～

しまねレッドデータブックで絶滅危惧Ⅰ類及びⅡ類に選定されている種のうち、県内における生息地・生育地が極端に限定されていることや、捕獲・採取の対象となっているなどの理由により、特に保護を図る必要のある種を「指定希少野生動植物」として指定します。指定希少野生動植物に指定されると、捕獲や採取が原則として禁止され、違反した場合には罰則が科せられます。

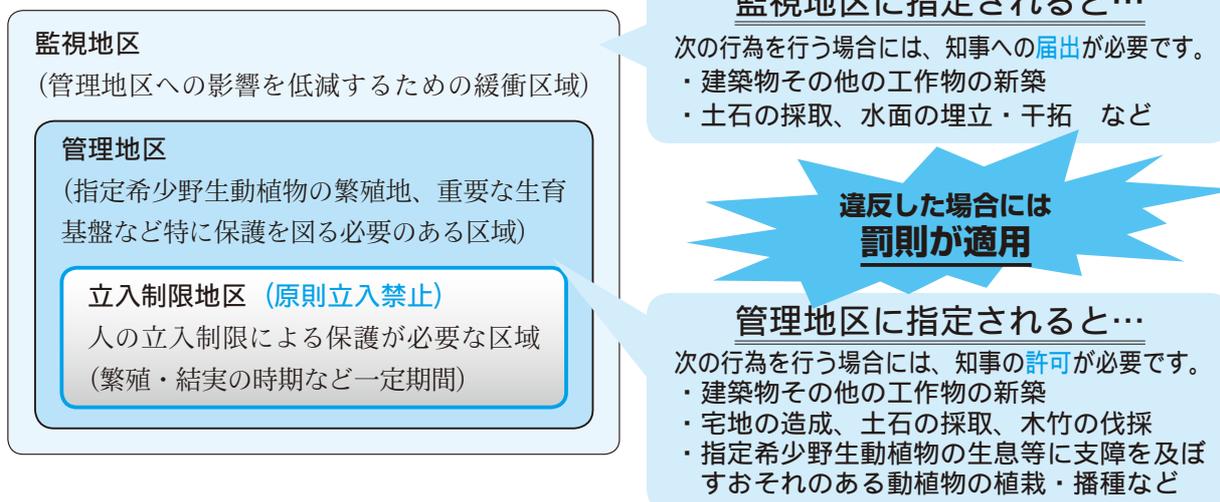
◆指定希少野生動植物のイメージ



② 指定希少野生動植物の生息地・生育地の保護 ～生息地・生育地の改変を規制～

捕獲・採取の規制だけでは保護が図れない場合もありますので、条例では必要に応じて指定希少野生動植物の重要な生息地や生育地を生息地等保護区に指定することができます。保護区に指定されると、その区域内で工作物の新築や土地の形質変更などを行う場合には、知事に届出をしたり、許可を受けることが義務づけられます。これに違反した場合にも罰則が科せられます。

◆生息地等保護区のイメージ



トピック

③ 保護管理計画の作成と事業の実施

指定希少野生動植物を保護するためには、規制の強化だけではなく、積極的に生息・生育環境を保全する事業を進めていく必要があります。このため、条例では指定希少野生動植物を効果的に保護するために指定希少野生動植物ごとに「保護管理計画」を作成し、この計画に基づいて保護管理事業に取り組むことにしています。

④ 県民や民間団体との協働した取り組み

希少野生動植物の保護は、県民や民間団体との協働した取り組みを進めることが不可欠です。このため、条例では、現在各地域で実施されている希少野生動植物の保護活動に対する支援、希少野生動植物の保護の重要性に関する教育・学習機会の提供、希少野生動植物の生息・生育状況を定期的に巡視して頂く「希少野生動植物保護巡視員」の認定なども盛り込んでいます。

5 指定希少野生動植物の指定

平成22年12月10日には、「指定希少野生動植物」の第1号として、ダイコクコガネ（昆虫類）とオニバス（植物）の2種を指定しました。今後、専門家をはじめ地域の方々と連携しながら、この2種の生息・生育環境の保全などの取り組みを進めることにしています。

●コガネムシ科 **ダイコクコガネ**

◆島根県レッドデータブック 絶滅危惧Ⅰ類

◆環境省レッドリスト 絶滅危惧Ⅱ類

◆形態等

体長は18-28mm。食糞性コガネムシ（糞虫類）の中では日本最大種。体全体が黒色で、大型のオスの頭部には後方に反った1本の大きな角がある。主に放牧地の牛糞に依存して生息し、糞の下に坑道を掘り、糞を運び込んで摂食する。成虫は5月から10月に発生する。

◆県内での分布 三瓶山（大田市）の放牧地。

◆存続を脅かす要因 放牧形態の変化や採集圧の増加。



●スイレン科 **オニバス**

◆島根県レッドデータブック 絶滅危惧Ⅰ類

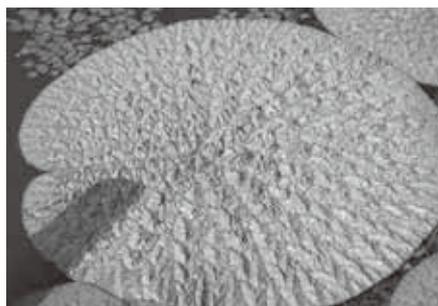
◆環境省レッドリスト 絶滅危惧Ⅱ類

◆形態等

植物全体が1-3cmほどの鋭い棘で覆われる1年生の浮葉植物。浮葉の直径は大きいもので1m以上にもなる。花期は8-9月頃に紫色の花を咲かせる。やや富栄養化した泥深い池沼等に生育する。

◆県内での分布 自生地は松江市内のため池1箇所。

◆存続を脅かす要因 除草剤やアメリカザリガニなどの食害。



島根県産業廃棄物減量税の継続

【環境政策課】

島根県では産業廃棄物の減量や適正な処理を促進するため、平成17年4月1日から産業廃棄物減量税を導入し、平成21年度に税制度継続の適否について検討を行った結果、税制度の継続することとしました。

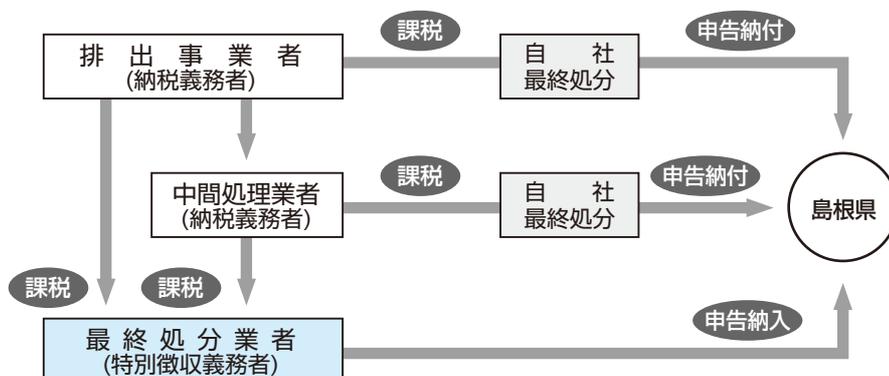
1 制度の概要

○税金を負担する人（納税義務者）

県内の最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者

○納める額

最終処分場に搬入された産業廃棄物の重量に1トンあたり1,000円を乗じた額。



2 税の使途

産業廃棄物の発生抑制、再生利用等の促進、環境教育の充実、不法投棄防止対策など、産業廃棄物の最終処分量の削減や適正処理の推進に関する施策に活用します。

3 平成21年度の状況

・ 税収額 37,840万円

・ 再資源化の促進 4,934万円

事業者による再資源化の取り組みを支援するため、産業廃棄物の排出抑制、リサイクル技術、製品の研究開発や施設整備に助成。

・ 環境教育の実施 2,323万円

ごみの発生抑制、再使用、再生利用について意識の啓発を図るため、環境教育やレジ袋削減に向けたマイバッグキャンペーンなどのイベントを実施。

・ 不法投棄防止の対策 1,013万円

ごみの不法投棄防止を徹底するため、新たに廃棄物監視専門員によるパトロールや監視カメラによる監視を実施。

・ 適正処理の推進 1,963万円

排出事業者及び処理事業者において、廃棄物が適正処理されるような指導・助言を行います。

宍道湖及び中海に係る湖沼水質保全計画（第5期）の策定

【環境政策課】

宍道湖及び中海は、昭和63年度に指定湖沼に指定され、平成元年度以降、4期20年にわたり湖沼水質保全計画を策定し、下水道等の整備や、工場・事業場からの排水規制等の浄化対策を行ってきました。今回、新たに長期ビジョンを定め、その実現に向けて段階的に水質の改善を図るため、平成21～25年度までを計画期間とする第5期湖沼水質保全計画を策定しました。

1 長期ビジョン

望ましい湖沼の将来像

- 「みんなで守り、はぐくむ^{いのち}生命、豊かできれいな宍道湖」
- 「みんなで守り、はぐくみ、豊かな中海」

『豊かな生態系の育み』、『人々が親しみ・安らげる水環境の実現』、『湖を訪れるすべての人が快適であると肌で感じられる環境』を目指します。

この環境を関係機関・住民で守り、次世代を担う子どもたちへと受け継ぐことを目標とし、およそ25年後(平成45年度)においてこの将来像を実現することとします。



2 第5期計画の方針

- (1) 計画期間
平成21～25年度の5年間
- (2) 第5期計画に達成すべき水質目標

宍道湖		現状 (平成20年度)	目標値 (平成25年度)	中海		現状 (平成20年度)	目標値 (平成25年度)
化学的酸素 要求量 (COD)	75 % 値	6.1	4.6	化学的酸素 要求量 (COD)	75 % 値	6.0	5.1
	年平均値 (参考)	5.4	4.0		年平均値 (参考)	4.4	3.9
全窒素	年平均値	0.49	0.49	全窒素	年平均値	0.47	0.46
全りん	年平均値	0.056	0.039	全りん	年平均値	0.060	0.046

※単位：mg/l

※目標値は、各種水質保全を実施した場合の改善目標値

3 第5期計画における主な対策

■ 生活排水対策

指定地域内における「下水道の整備」、「農業集落排水施設の整備」、「浄化槽の整備」を推進し、宍道湖流域では96%、中海流域では87%に整備率を向上させることを目指します。

■ 工場・事業場排水対策

これまでの排水規制対象事業場への立入検査等の監視に加え、既設の湖沼特定事業場等についても汚濁負荷量の規制基準を定め適用します。

■ 農業地域対策

- ・宍道湖・中海流域内における「側条施肥田植機の導入」、「エコファーマーの認定」及び「エコロジー農産物推奨制度」を推進します。
- ・中海流域における低成分肥料使用・緩効性肥料導入等を行う面積の増加を目指します。

■ 市街地対策

道路路面・側溝等の清掃を実施します。

■ 自然地域対策

植林・間伐等の森林の適正管理、治山・砂防施設の建設に努めます。

■ 流入河川直接浄化対策

河川のしゅんせつ、堤防の除草等及び河川内の藻刈りを実施します。

■ 流出水対策地区の指定【新規】

農地・市街地からの流出負荷削減に取り組む地区を指定し、重点的な対策を実施します。

流出水対策地区 忌部川・山居川流域（宍道湖）
米子湾流域（中海）

■ 調査研究の推進と活用

汚濁機構の解明に向け、国、大学、県が連携しながら、より効果的な水質保全対策の調査研究を進めます。

■ 環境学習の推進、環境保全意識の啓発

- ・アダプトプログラムの実施や、流入河川の清掃等を行うボランティア活動等の地域住民による環境美化活動を積極的に支援します。
- ・わかりやすい湖沼環境指標として、五感による湖沼環境調査を実施します。
- ・環境教育を推進し、子ども達の水質保全に対する意識の向上に努めます。

Ⅲ 環境の保全に関する施策体系

